

インドネシア人技能実習生の期待と現実
ーインドネシアー日本の技能実習制度における移住システムー
Expectation and Reality of Indonesian Technical Intern Trainees
- Migration within the Indonesia – Japanese Technical Intern Training Program -

ワオデハニファー イスティコマー (Waode Hanifah Istiqomah)
一橋大学社会学研究科博士後期課程
(Graduate School of Social Sciences, Hitotsubashi University)

キーワード：技能実習制度、移住システム、インドネシア、日本、送り出し機関

Key word：technical intern training program, migration system, Indonesia, Japan, sending agency

1. 目的

「外国人技能実習制度」は、技術移転という制度上の目的と異なり、実質的な外国人労働者の一時的な受入政策であると多くの研究者によってすでに指摘されている（上林、2015；巢内、2019）。さらに、長時間就労、賃金不払い、1時間300円残業代といった劣悪かつ搾取的な労働環境や人権侵害も多く指摘されている。インドネシアからの送り出しは、旧制度「外国人研修・実習制度」によって1993年から開始され、2019年6月末の時点で「技能実習」という在留資格をもつインドネシア人は30,783人と上り、10年以内に2倍以上の増加傾向が見られる。本研究では、移住システム論を分析枠組みとして用い、インドネシアー日本間の移住制度がどのように形成され、その制度がどのようにインドネシア人を日本での技能実習へと方向づけたかを明らかにする。

2. 調査方法

本研究では、本研究では、スノーボールサンプリングを用いて、合計25名のインドネシア人技能実習生に調査を実施した。対象者は、西ジャワ州・中央ジャワ州の出身者である。そして、技能実習の送り出しを管轄するインドネシア共和国の労働移住省へのインタビュー、西ジャワ州に所在する民間送り出し機関への訪問・観察やスタッフへのインタビュー、さらに移住労働者に関わる市民団体へのインタビューも実施した。それに加え、各送り出し機関・受け入れ機関のウェブサイト・インドネシア共和国の法律や公式の文章、又は先行文献の2次資料を用いて分析する。

3. 調査結果の概要

- ・ インドネシアにおける日本の技能実習制度の位置付け

インドネシアにおける技能実習生の送り出しは、実質的に移住労働者の送り出し政策の側面があるものの、インドネシアの労働に関する法律2003年13号において、実習（Pemagangan）とは、「能力、生産性および労働者の福祉を向上する目的で、職業能力を与え、向上させ、開発するために実施されるもの」であると定義される。さらに、企業内、職業訓練所、またインドネシアの領域内外を問わない他の企業においても実施することができるとする。日本の技能実習制度は、前述の法律に該当するものであり、インドネシア政府にとって家事労働者や農業従事者などの労働者として越境するインドネシア人の主流パターンと異なるといえる。そして、

労働移住省とのインタビューにより、インドネシア政府は、候補者に日本の技能実習を通じて帰国後に「技能向上」が期待される側面もあり、とりわけ自営業に展開できるのは最も望ましいパターンであると伺えた。一方で、NGOなどの市民社会が最近まで日本の技能実習を移住労働者と全く別の枠組みで認識しており、同制度を問題視してこなかった。

・インドネシア-日本間技能実習における移住システム

インドネシア-日本の技能実習制度の送り出しにおいて、移住システムを構築したのは受け入れ国である日本政府と、自国民の労働力輸出政策を打ち出したインドネシア政府であるものの、送り出し機関として参入する労働移住省と民間送り出し機関が重要な役割を果たしている。近年増加しつつあるインドネシア人技能実習生の送り出しにおいて、民間送り出し機関が果たす役割が大きいと見られる。民間送り出し機関の努力・営業活動により地元の政府による技能実習制度の募集がなく、家族や友達の間には経験者がいないなどの理由で技能実習制度についての知識がないインドネシア人は、民間送り出し機関の説明を聞き、初めて日本での就労を具体的に想像できるようになり、その移住機会を認識するようになる。さらに、民間送り出し機関の募集は、今まで男性に限定される労働移住省の送り出しと異なり、女性の採用も行われる。実習先の職種も機械加工、鋳造などの男性が多く従事する製造業に加え、縫製、農業、食品加工などに拡大されつつある。一方で、インドネシア人の若者が民間送り出し機関に現金又は銀行でのローン、給料からの天引きなど多様な形によって手数料を支払うことで、彼・彼女らの移住が可能となる。こうした事実から、樋口（2002b）が提唱した「市場媒体型移住システム」は確かに存在すると考えられる。

但し、日本の技能実習制度の場合は、樋口が提唱した「市場媒体型移住システム」にそのまま当てはめることが困難である。まず、斡旋会社（送り出し機関）を設立する上でインドネシア中央・州・県レベルの政府の認可が必要となり、渡日する候補者のデータも労働移住省に報告する義務がある。次に、インドネシアの技能実習生の送り出しにおいて、制度が開始した1993年から長い間インドネシア政府が労働移住省を通じて直接送り出しプロセスに参入してきたという特徴がある。民間送り出し機関が増加しつつあるにもかかわらず、労働移住省による技能実習生の送り出しは未だにインドネシアにおける最大の送り出しである。こうした状況を踏まえるならば、インドネシアにおける技能実習生の送り出しにおいて、単純に市場のみが移住を媒介するとは言いがたい。さらに、インドネシア政府には、同制度を通じて自国民の能力の向上又は帰国後の起業による地方経済の活性化といった目的があるため、例えば応募要件においては、ほかのインドネシア人の移住労働者より高校卒業相当といった比較的に高学歴を法律上に規定しているのである。

4. 結論

インドネシア-日本の技能実習制度による送り出しには、民間送り出し機関の拡大・事業展開による対象者の拡大、職種の増加、新規送り出し地域の開拓などでより多くのインドネシア人を同制度への方向づける事が明らかである。但し、法律上の規定、民間送り出し機関設立の認可など、インドネシア政府又は国家が果たす役割が大きく、インドネシア-日本の技能実習に

おける移住システムを「市場媒体型移住システム」では説明しきれないと言える。しかし、インドネシア政府による送り出し選考プロセスの複雑化、民間送り出し機関の増加、法律上の手数料・仲介料上限の欠如により、資本を動員できるインドネシア人に限定されるようになり、「市場媒体型移住システム」へと向かう可能性は十分にあると考えられる。

文献

樋口直人, 2002a, 「国際移民におけるメゾレベルの位置づけ マクロー・マイクロモデルをこえて」
『社会学評論』52(4): 558-572.

樋口直人, 2002b, 「国際移民の組織的基盤 移住システム論の意義と課題」『ソシオロジ』
47(2) : 55-71.

上林千恵子, 2015, 『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』東京
大学出版会.

巢内尚子, 2019, 『奴隷労働—ベトナム人技能実習生の実態』花伝社.